

## 最近法規情報

2024年3月に公布された主な法規

北京市環球法律事務所

### 1. 高水準な対外開放の着実な推進、外資の誘致及び活用の更なる強化に関する行動計画

国務院 2024年2月28日公布(3月19日サイト掲示)、施行

公示サイト:[https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content\\_6940154.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940154.htm)

市場の開放、外資導入規模の拡大に伴い、中国経済における外資の重要度は高まっており、産業の高度化、就業機会の拡大等の面で大きな役割を担っている。外商投資環境を更に最適化し、外商投資を更に惹きつけるために、このたび国務院より、5つの施政方針、24項目の具体策を掲げた「高水準な対外開放の着実な推進、外資の誘致及び活用の更なる強化に関する行動計画」が公布された。主なポイントを以下に示す。

(1) 外商投資参入ネガティブリストの規制項目を合理的に減らし、製造産業における外商投資参入制限を全面的に撤廃する。

(2) 外商投資企業による再投資(中国国内での投資により得た収益を、中国国内の投資に回すこと)を奨励し、該当する企業には税制優遇措置を講じる。

(3) 政府調達、入札等における外商投資企業に対する差別待遇を除去し、標準の原案作成等への参加において平等な権利を与える。

(4) データ越境安全評価の展開、個人情報越境標準契約の届出の規範化等に関する業務を手配し、データ越境に関する管理を規範化する。

(5) 外商投資関係者による中国ビザ申請の手續に便宜を図る。

(6) 外商投資企業の知的財産権を侵害する行為への取締を強化し、その知的財産権を保護する。

### 2. 消費者權益保護法実施条例

国務院 2024年3月15日公布、2024年7月1日施行

公示サイト:[https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content\\_6940158.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940158.htm)

2024年3月15日、世界消費者権利デーに合わせて、「消費者權益保護法実施条例」が国務院より公布された。2024年7月1日から施行する。同実施条例は現行「消費者權益保護法」(2013年改正)の内容をさらに詳細に定めたもので、旧来の消費市場への規制のほか、事業者による技術・プラットフォーム規則・優越的地位の濫用、個人情報の過度な収集等の問題に照準を合わせた規制を設けている。主な内容は以下のとおり。

(1) ユーザーレビューの改竄、捏造、隠蔽等の方法により、虚偽又は誤解を招く宣伝を行い、消費者を騙し、ミスリードしてはならない。

(2) 自動更新、自動継続購入等の形式でサービスを提供する場合、分かりやすい方法で消費者に注意喚起しなければならない。

(3) バンドリング、セット販売等の方法で商品又はサービスを提供する場合、分かりやすい方法で消費者に注意喚起しなければならない。消費者の購入を強制し、又は形を変えて強制してはならず、消費者が他のルートを選択して購入することを排除し、制限してはならない。

(4) 前受金を受領後に商品又はサービスを提供する場合、休業する、又はサービス提供場所を移転する前に、消費者に対し、未使用分(前払金の残高)の返金請求ができることを告知し

なければならない。

(5)商品又はサービスを提供するにあたり、消費者の個人情報を過度に収集してはならない。また、権限の一括付与、権限付与のデフォルト設定等の方法を採用してはならず、消費者に対し、事業活動と直接関係のない個人情報の収集、使用への同意を強制し、又は形を変えて強制してはならない。

### 3. 惣菜半製品に係る食品安全監督管理の強化、産業の質の高い発展の促進に関する通知

国家市場監督管理総局等 6 機関 2024 年 3 月 18 日公布、施行

公示サイト:[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdkgknr/spsc/art/2024/art\\_e1ba9385be204186adc0f2cfef717693.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdkgknr/spsc/art/2024/art_e1ba9385be204186adc0f2cfef717693.html)

惣菜半製品(中国語:預制菜)は、調理の手間がかからず、持ち運びがしやすく、味が均一化しているという特徴があるが、加工食品であるが故に、防腐剤の使用や栄養素の流出等が問題視されるようになってきている。惣菜半製品に関連する食品安全監督管理を規範化するために、2024 年 3 月 18 日、国家市場監督管理総局等 6 機関より「惣菜半製品に係る食品安全監督管理の強化、産業の質の高い発展の促進に関する通知」が発表された。主な内容は以下のとおり。

(1)惣菜半製品(中国語:預制菜)とは、食用作物及びその製品を原料とし、調味料等の副材料を使用又は不使用の、防腐剤を添加せず、混ぜる、漬ける、炒める、揚げる、焼く、煮る、蒸す等の製造工程を経た、調味料添付又は添付なしの、製品表示における保存、輸送及び販売条件に合致する、加熱調理後に食べることができる包装食品の副食(おかず)を指す(主食類の食品を含まない)。

(2)惣菜半製品に関する食品安全国家標準の制定に向けた検討、品質管理に係る基準の制定に向けた検討を推し進める。

(3)事業者の食品安全に係る責務の遂行、監督検査の強化等の惣菜半製品に係る安全監督管理への取組を推進する。

(4)農産物原料の品質安全保障、製造技術・設備の先進化等により、惣菜半製品に係る加工食品産業の質の高い発展を促進する。

### 4. データセキュリティ技術 データ分類・等級付け規則

全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会 2024 年 3 月 21 日公布、2024 年 10 月 1 日施行

公示サイト:<https://www.tc260.org.cn/front/postDetail.html?id=20240321201412>

ビッグデータ、人工知能等の技術の広範な応用に伴い、データは社会の発展を牽引する重要な要素となっている。しかし、データ漏洩、不正利用等のセキュリティ問題は枚挙にいとまがなく、国家安全、経済発展、プライバシー等の面において深刻な脅威をもたらしている。これに鑑み、データセキュリティ管理を強化し、データセキュリティ保護能力を向上させるため、2024 年 3 月 21 日、国家標準「データセキュリティ技術 データ分類・等級付け規則」(GB/T 43697-2024)が全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会の公式サイトにて公表された。2024 年 10 月 1 日から施行する。なお、公式サイトに掲載されているのは、審議手続用の標準(案)であり、正式版はまだ公開されていない。同標準(案)の主な内容は次のとおり。

(1)データ分類については、まず、業界・分野に基づき分類(例えば、工業データ、金融データ、自然資源データ等)したうえで、事業の属性によって分類(例えば、データサブジェクト、データ

用途、データソース等)する。

(2) データ等級付けについては、データの機微の度合い、重要性及び潜在リスクに基づき、一般データ、重要データ、中核データ等に区分しなければならない。

(3) 附録では、個人情報の分類の例示、データ等級付け要素識別における考慮要素、重要データ識別ガイドライン等が掲載されている。

## 5. データ越境流通の促進及び規範化に関する規定

国家インターネット情報弁公室 2024年3月22日公布、施行

公示サイト: [https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c\\_1712776611775634.htm](https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm)

2024年3月22日、「データ越境流通の促進及び規範化に関する規定」が国家インターネット情報弁公室より公布された。データ越境における企業のコンプライアンス上の負担軽減を狙いとしたもので、現行のデータ越境監督管理制度が見直されている。主な内容は以下のとおり。

(1) 重要データであることが関係機関(業界主管当局等)、地域(所在地の地方政府等)より告知又は公開・公表されていない場合、データ取扱者は、重要データとしてデータ越境安全評価を申告することを免じられる。

(2) 以下のいずれかの事由に該当する場合、データ越境安全評価の申告、個人情報越境標準契約の締結、個人情報保護認証の合格を得る義務を免じられる。

- ① 国際貿易、越境輸送、学術協力、国を跨ぐ生産・製造及びマーケティング等の活動において収集し、及び発生する、個人情報又は重要データを含まないデータを国外に提供するとき
- ② データ取扱者が国外において収集し、及び発生する個人情報を国内に伝送し、処理後(処理過程において、国内の個人情報又は重要データを取り込んでいない)に国外に提供するとき
- ③ 越境ショッピング、越境郵送、越境送金、越境支払、越境口座開設、航空券・ホテルの予約、査証手続、検定試験サービス等、個人が一方当事者となる契約を締結し、履行するために、確かに国外に個人情報を提供する必要があるとき
- ④ 法により制定した労働規則・制度及び法により締結した労働協約に従い越境人的資源管理を実施するために、確かに国外に従業員の個人情報を提供する必要があるとき
- ⑤ 緊急の状況において、自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために、確かに国外に個人情報を提供する必要があるとき
- ⑥ 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が当年1月1日から国外に提供した個人情報(機微な個人情報を含まない)が累計で10万人分未満であるとき
- ⑦ 自由貿易試験区内のデータ取扱者が国外にネガティブリスト未掲載のデータを提供するとき

上記③~⑥にいう「国外に提供される個人情報」は、重要データを含まない。

(3) 以下の要件のいずれかに合致するときは、所在地の省レベルのインターネット情報機関を通じて、国家インターネット情報機関にデータ越境安全評価の申告を行わなければならない。

- ① 重要情報インフラ運営者が国外に個人情報又は重要データを提供するとき
- ② 重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が国外に重要データを提供し、又は当年1月1日から国外に提供する個人情報(機微な個人情報を含まない)が累計で100万人分以上、又は機微な個人情報が累計で1万人分以上であるとき

(4)重要情報インフラ運営者以外のデータ取扱者が国外に提供する個人情報(機微な個人情報を含まない)が、当年1月1日以降累計で10万人分以上、100万人分未満、又は機微な個人情報が累計で1万人分未満である場合、法により国外移転先と個人情報越境標準契約を締結し、又は個人情報保護認証に合格しなければならない。

(5)データ越境安全評価合格の結果の有効期間は3年とし、関連条件に合致する場合は評価結果の有効期間を3年延長することができる。

また、同日、「データ越境安全評価申告ガイドライン(第二版)」及び「個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第二版)」が国家インターネット情報弁公室より公表された。データ越境安全評価の申告、個人情報越境標準契約の届出の方法、手続及び所要書類等について、さらに詳細な説明がなされているため、合わせて参考にされたい。